

鳥取県訓令第15号

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

官報に掲載する事項等に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前																					
<p>（官報報告事項等）</p> <p>第3条 官報に掲載する事項（以下「官報掲載事項」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（官報報告事項等）</p> <p>第3条 官報に掲載する事項（以下「官報掲載事項」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p>																					
<table border="1"><thead><tr><th>報告事項</th><th>様式</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>5 人事異動</td><td>副知事、病院事業の管理者、部局長等及び会計管理者</td></tr><tr><td></td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>		報告事項	様式	略		5 人事異動	副知事、病院事業の管理者、部局長等及び会計管理者		略	略		<table border="1"><thead><tr><th>報告事項</th><th>様式</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>5 人事異動</td><td>副知事、<u>出納長</u>、病院事業の管理者及び部局長等</td></tr><tr><td></td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>		報告事項	様式	略		5 人事異動	副知事、 <u>出納長</u> 、病院事業の管理者及び部局長等		略	略	
報告事項	様式																						
略																							
5 人事異動	副知事、病院事業の管理者、部局長等及び会計管理者																						
	略																						
略																							
報告事項	様式																						
略																							
5 人事異動	副知事、 <u>出納長</u> 、病院事業の管理者及び部局長等																						
	略																						
略																							

附 則

この訓令は、平成21年7月11日から施行する。